

令和4年7月14日

佐賀競馬場における「横断幕」の取扱いについて

佐賀競馬場における横断幕の掲示に関しては、下記のとおり取り扱います。

1. 掲示の申請及び許可

- (1) 横断幕の掲示を希望する方は、別紙「横断幕掲示許可願書〔5開催掲示用〕」、「横断幕掲示許可願書〔当日掲示用〕」に必要事項を記入し、佐賀競馬場警備本部（以下「警備本部」という。）に申請（提出）してください。
- (2) 申請は、当日掲示用及び5開催掲示用それぞれ一人1枚とさせていただきます。
- (3) 警備本部では、願書の内容とともに横断幕の形状等を審査し、掲示の可否を判断させていただきます。
- (4) 許可確認のため、横断幕にシール等を貼らせていただく場合があります。
- (5) 横断幕掲示中に、次回の申請はお受けできませんので、掲示許可期間終了後に再度申請してください。

2. 申請場所及び時間

- (1) 申請場所
佐賀競馬場警備本部
- (2) 申請時間
佐賀競馬開催日の開門時間以降

3. 横断幕の掲示内容及び規格等

- (1) 掲示内容
広告、企業ロゴマーク、学校名、会社名等の入ったもの、及び過激な言語、個人を中傷するような内容を記載したものは掲示できません。
- (2) 素材
素材が、光るもの、反射するもの又は紙のものは掲示できません。
- (3) 規格等
大きさが、縦1m×横3mを超えるものは掲示できません。
また、四隅（長いものは中央部分の上下も）を紐で固定できないものは掲示できません。

4. 掲示場所

パドック内の主催者の指定する場所に各自で掲示していただきます。

なお、横断幕の申請状況により掲示ができない場合がありますので予めご承知おきください。

5. 撤去

掲示許可期間終了の際の撤去は、原則各自で行っていただきます。

6. その他

横断幕掲示許可願書の注意事項に違反した場合は、ただちに横断幕を取り外させていただく（申請住所へ着払いで返却させていただく場合があります）とともに、今後の受付をお断りさせていただきますのでご了承ください。